



余暇環境整備推進協議会
2026年版

『業界の環境を整備し、業法の制定を図る』

余暇進は、ホール、メーカー、関連業者など
パチンコ業界の各業種で構成する団体です

ご挨拶

一般社団法人 余暇環境整備推進協議会

代表理事・会長 井上 美昭



当協議会は、パチンコ業界を含む余暇産業のさらなる活性化を図ることを目的に、平成11年に設立いたしました。以来、さまざまな事業を推進するとともに、パチンコ業界の抱える問題点を逐次解決するための活動を重ね、現在に至っております。

我が国固有の文化であるパチンコ・パチスロ産業が将来にわたり持続的な発展を遂げるために必要なこととして「多様性のある遊技機開発」「換金需要の法制化」「諸規制の見直し」「ゴト行為の排除」が必要です。

その達成のために『業界の環境を整備し業法の制定を図る』を課題とし、次の4点を具体的な目標として掲げて各事業を行っております。

1. 業法制定に向けて内外の啓発活動を行う
2. 遊技環境の在り方を研究調査する
3. 地域社会と共生する遊技場の在り方を研究調査する
4. 会是に賛同する会員の増員に努め、組織基盤の強化充実を図る

このたび、当協議会の歩みや近年の活動、インタビューなどをまとめたパンフレットを制作いたしました。当協議会の活動を広く知っていただくとともに、会員として参画いただき、諸課題の解決にご協力いただくことができれば幸甚です。

末尾ではございますが、皆様の一層のご健勝を祈念申し上げます。

令和8年1月吉日

『業界の環境を整備し、業法の制定を図る』

協議会概要

名称：一般社団法人余暇環境整備推進協議会（通称/余暇進）

設立：平成11年7月16日

住所：〒110-0015 東京都台東区東上野1-14-5 ユーエムビル9F

代表理事・会長

井上 美昭

【プロフィール】（いのうえ・よしあき）1953年大阪府出身。東京大学法学部卒業、警察庁入庁。警視庁捜査二課長、沖縄県警本部長、警察庁捜査二課長、警視庁刑事部長、神奈川県警本部長、警察庁長官官房審議官(生活安全局担当)、関東管区警察局長を歴任。2009年、退官。その後、預金保険機構理事等を経て現在は(公財)古岡奨学会理事

副会長

金海 龍海

(株)ユーコーホールディングス

千原 行喜

(株)成通

常務理事

新井 修

(株)新和

岩本 大成

三徳実業(株)

大原 伸昌

(株)大原興商

金海 基泰

(株)ユーコー

金村 浩二

(株)ゾーン

木原 海鵬

大都販売(株)

平山 剛

(株)グランド商事・アドバンス

福山 浩範

(株)フェイスグループ

理事

秋山 清晴

(株)Green

井関 雄太

(株)システム エイ・ブイ

岩下 剛志

(株)ユーコー

植本 宰亨

(株)三慶物産

大木 啓幹

(株)オオキ建築事務所

大原 栄奉

(株)大原興商

金海 晃和

(株)ニューギン販売

金光 永徹

(株)中商

栢森 雅勝

ダイコク電機(株)

許 忠男

(株)大光

坂下 大貴

光和総合法律事務所

佐々木 彰太郎

丸之内商事(株)

鈴木 昌三

(株)ラッキー商会

高橋 美文

(株)成通

竹村 津代司

(株)ユーコーリプロ

塚野 信明

日本ゲームカード(株)

樋田 勝久

(株)ユニバーサルエンターテインメント

東郷 裕二

(株)SANKYO

豊山 京一

(株)三洋物産

中谷 淳一

(株)ビッグ・マリオン

朴 東元

(株)湖月

藤島 久香

サミー(株)

宮崎 昌彦

グローリーナスカ(株)

宮良 幹男

(株)平和

安川 淳一

安富産業(株)

安田 英基

(株)安田商事運輸

矢部 伸一郎

京楽産業(株)

山本 龍彦

(有)新明企画

吉村 泰彦

(株)オーイズミ

渡邊 洋一郎

光和総合法律事務所

監事

有川 裕之

ジーピーエム(株)

伊藤 實啓

(株)遊技通信社

理事41名監事2名（令和7年5月27日現在）

「日本独自の産業」としての社会貢献を

代表理事・会長 井上 美昭

—— ご経歴をお聞かせください。

井上美昭会長 昭和28年に大阪で生まれ育ちました。大学は東京で卒業後に警察庁に入庁しました。警察庁では主に暴力団対策や金融犯罪などを担当していた当時の捜査2課関連、刑事警察の現場担当が多かったです。特にプラザ合意が1985年にあり、バブル景気になった際、暴力団による地上げや総会屋活動等といったかたちで表に出てきました。国際会議の場でも日本は暴力団による経済活動を指摘され、暴力団対策が重要テーマとなってきたとき、沖縄で民間人や警察官が射殺される事件が発生しました。これが暴力団対策法ができた簡単な経緯です。警察組織でも私が当初関わっていた頃は暴力団対策室という名称でしたが、暴対法を作る際に暴力団対策部に格上げされ、その後組織犯罪対策部となりました。

ここ数年、オレオレ詐欺や東南アジアに拠点を持つ犯罪などがありましたが、このほとんどが組織犯罪だと言われています。匿名流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウと呼ばれていますが、組織犯罪は背景に暴力団の存在がいることが推測されています。遊技業界の皆様も今回風営適正化法の改正がこのトクリュウの犯罪に対応したものだということで、身近にある組織犯罪として認識されたものと思います。

—— 遊技業界について、これまでどのような認識をお持ちでしたか。

井上 パチンコ・パチスロについては、ほとんど体験してきたことがなくて、余暇進に来て事務局にパチンコに連れて行ってもらったり、月例部会の際にパチスロの展示・試打の機会があり、そこで遊技のやり方について教わったりするくらいでした。警察にいた頃は、生安関係の仕事は、退官直前に生活安全局担当審議官をしていたくらいで深い縁はありません。かつてパチンコは大衆娯楽と呼ばれ、大衆紙やテレビなどでもパチンコの

情報がにぎわい、国民に根差したレジャーのひとつといった認識を持っている程度です。私は警察を辞めてからは日本中央競馬会（JRA）の公正審査員という立場で調教師や騎手などの関係者に免許を与える仕事に8年間携わりました。また麻雀が趣味にしています。どちらもパチンコに比較的近いところを仕事や趣味にしてきたのだな、と認識が出来てきたところですよ。

—— 余暇進とのかかわりはどこからでしょうか。

井上 佐藤前会長から「私の後任として余暇進の代表理事をやってみないか」と誘われました。前述のとおり、警察では生活安全担当ではなかったのですが、余暇進の会長になり、種々の資料を読んでいると、遊技業界が暴力団対策を長年行ってきたことを知りました。

—— 各種ガイドラインも制定しています。

井上 広告宣伝ガイドラインをはじめ、各種ガイドラインは警察庁と連携を取りながら進めていると聞いています。警察が摘発を行うのではなく、業界団体に指針を出し、業界団体が自主的に対応して業界内の健全化に自らが関与していく。これは業界にとっても良いことだなと感じます。

—— 今後、余暇進でどのような役割を果たして行かれるか、抱負をお聞かせください。

井上 まず自分たちで業界の未来を憂いて、手弁当で活動をしている当会をはじめ多くの団体・組合活動をされている皆様に敬意を表します。遊技業界ではいろいろな活動をされてきました。リカバリーサポート・ネットワークの支援をはじめとする依存問題対策や遊技産業健全化推進機構の設立、多くの県や地域との災害時避難協定の締結など、自分たちが出来ることについてやって来られている。参議院議員選挙の結果は残念でしたが、この政治活動は業界を変えたいという想いを国に届けるためのものでしょう。私は皆さんの想いや声をうまく翻



訳して官公庁に伝えるか、また官公庁はきっとこう考えているだろうというものを翻訳して皆さんに伝えていく。そんな役割が出来ればと思います。また、先ほども話したように、JRAに携わったことで、若者や女性をターゲットとしたアプローチであったり、趣味で雀荘に行く中で麻雀業界が多様性を増してきた状況を承知しています。遊技業界に近い他産業の視点や知見により参考になろうことがあれば伝えていきたいと思っています。

—— 余暇進は「業界の環境を整備し業法の制定を図る」を会会としている団体です。

井上 4月に余暇進の顧問になった際に渡邊先生（理事・顧問弁護士）より、今までの業法作成へ余暇進の会員がいかに研究してきたかを聞きました。佐藤前会長からもファン第一主義の営業展開が必要であるという話を聞いています。先日、法律サポート部会において最新の研究・活動をしている会合にも参加しました。ファンが望む賞品の種類と提供方法、ファンが求める多様な遊技機の開発など将来のビジョンを共有しながら検討しているようで、真剣な協議を見ることが出来ました。

余暇進は1999年に「このままでは業界が駄目になる」という危機感から有志が集まり設立されました。設立目的として業界が永続するための解決策として業法の制定が掲げられたと聞いています。業法制定により風営適正化法では実現が難しい換金合法化をはじめとした諸問題の解決や、日本独自の産業という立場からの社会貢献を進めることで旧来からの社会の認識を変えるには良い方法ではないかと思っています。まだ勉強途中ですが、私がどのようにお役に立てるか、考えていきたいと思っています。

平成11年07月

業界の健全化とこれに見合う存続基盤の確立を目指す新団体としてキャピタル東急ホテルで旗揚げ。全国よりホールを中心に80業者が参集した創立総会で、初代会長に山口高明氏（元九州管区警察局長）が就任した。



山口高明会長（初代）

平成13年11月

社会貢献の一環として、東京都の介護老人保健施設ウェルファー、愛知県豊田市の仁大病院にパチンコ遊技機及び設備機器を寄贈した。※現在も継続中



仁大病院からの感謝状

平成14年04月

有限責任中間法人化

平成15年05月

山口会長退任、2代会長に魚谷増男氏（元愛媛県警察本部長）が就任した。

平成15年11月

パチンコホール営業の実務解説書「風営適正化法令におけるパチンコ営業運用上のQ & A」を発刊した。

平成16年05月

魚谷会長退任、3代会長に宮脇磊介氏（初代内閣広報官）が就任した。



宮脇磊介会長（第3代）

平成21年11月

創立10周年記念事業の秋季セミナー＆各台計数機等合同展示会をグランド・ハイアット（福岡）にて開催。2249名が来場した。



平成25年05月

宮脇会長退任、4代会長に笠井聰夫氏（元皇宮警察本部長）が就任した。



笠井聰夫会長（第4代）

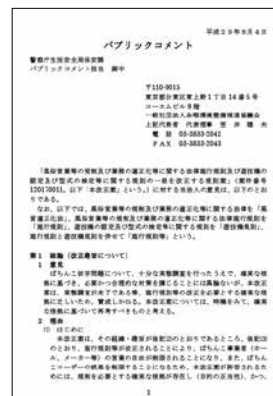
平成26年07月

災害時の一時避難受け入れや近隣住民も対象にした災害時支援などに備えているパチンコホールを紹介する「全国パチンコ店舗避難所ガイド」の運用を開始した。



平成29年08月

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則案」に対するパブリックコメントを警察庁生活安全局保安課へ提出した。



平成31年04月

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画（案）」に対するパブリックコメントを内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局へ提出した。

令和元年5月

令和元年度定時社員総会の開催にあわせ「受動喫煙対策ブース展示会」を併催。行政担当官が見学した。



令和02年12月

押印見直しに伴う「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」等に対するパブリックコメントを警察庁長官官房企画課へ提出した。

令和03年05月

笠井会長退任、5代会長に佐藤正夫氏（元関東管区警察局長）が就任した。



佐藤正夫会長（第5代）

令和04年02月

「第2期ギャンブル等依存症対策基本計画案」に対するパブリックコメントを内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局へ提出した。

令和07年05月

佐藤会長退任、6代会長に井上美昭氏（元関東管区警察局長）が就任した。

【令和5年度秋季セミナー】

日時：2023年11月7日

会場：ホテルインターコンチネンタル東京ベイ

○行政講話

警察庁生活安全局保安課 坂ノ上圭佑課長補佐

○パネルディスカッション「未来への挑戦1～業法編」

登壇者：朴東元理事（司会）、植本宰亨理事、大原伸昌理事、坂下大貴理事、高橋美文理事、糸山正美氏（株式会社ユーコー）、豊山達也氏（株式会社晃暉）

○パネルディスカッション「未来への挑戦2～遊技機編」

登壇者：金海晃和理事、藤島久香理事、宮良幹男理事、矢部伸一郎理事



【令和6年度定時社員総会】

日時：2024年5月28日

会場：ホテルインターコンチネンタル東京ベイ

○来賓挨拶

警察庁生活安全局保安課 坂ノ上圭佑課長補佐

○議事

令和4年度事業報告・決算報告、令和5年度事業計画・予算計画、理事選任の件

○記念講演「川場田園プラザの進化と挑戦」

講師：株式会社田園プラザ川場 永井彰一代表取締役社長



【令和6年度秋季セミナー】

日時：2024年11月26日

会場：ホテルルポール麹町

○行政講話

警察庁生活安全局保安課 兼松泰課長補佐

○講演「パチンコの再興について」

講師 株式会社三洋物産 金沢全求会長

○パネルディスカッション「パチンコの再興のために何をすべきか」

登壇者：金海晃和理事、藤島久香理事、宮良幹男理事、矢部伸一郎理事



【令和7年度定時社員総会】

日時：2025年5月27日

会場：ホテルインターコンチネンタル東京ベイ

○来賓挨拶

警察庁生活安全局保安課 兼松泰課長補佐

○議事

令和6年度事業報告・決算報告、令和7年度事業計画・予算計画、理事選任の件

○記念講演「遊技機性能 座しては決して進化せず」

講師：フリーライター・POKKA吉田氏



【令和5年】

○DK-SISに見る2023年上期の振り返りと下期の予測（講師：ダイコク電機㈱ DK-SIS室 室長 片瀬宏之氏）

○同族企業の事業承継における《〇〇らしさ》（講師：㈱遊技通信社 代表取締役 伊藤実啓氏）



ダイコク電機株式会社 DK-SIS室 室長 片瀬宏之氏



株式会社遊技通信社
代表取締役 伊藤実啓氏

【令和6年】

○ステルスマーケティング（ステマ）規制とぱちんこ営業におけるポイント（講師：光和総合法律事務所 渡辺大祐弁護士、坂下大貴弁護士）

○「広告宣伝ガイドライン」に関する説明会

○全日本学生遊技連盟の活動について（講師：（一社）全日本学生遊技連盟 営業部長 新留大祐氏、学生理事 浪岡将史氏）

○「ホール企業のデジタル化の取り組みと実践ストーリー！」（講師：㈱PORBUIL 代表取締役 武田健一氏）

○景気・倒産の現状と見通し（㈱帝国データバンク 情報取材課 森山玄将氏）

○DK-SIS白書2024による昨年の振り返りとSISデータを用いた最新動向（講師：ダイコク電機㈱ DK-SIS室 室長 片瀬宏之氏）

○パチンコ・パチスロ業界のパーパスについて（講師：余暇進 千原行喜 副会長、㈱マルハン 東日本カンパニー ブランド戦略部 部長 西眞一郎氏）

○「パチンコ業法試案」の検討状況に関する報告（講師：余暇進 渡邊洋一郎理事、坂下大貴理事）



光和総合法律事務所 渡辺大祐弁護士（右）、坂下大貴弁護士



余暇進
千原行喜副会長



株式会社マルハン 東日本カンパニー ブランド戦略部 部長 西眞一郎氏

【令和7年】

○DK-SISからみる2024年の総括と今年の展望（講師：ダイコク電機㈱ DK-SIS室 室長 片瀬宏之氏）

○遊びの効用 ～依存問題に25年間向きあって～（講師：（特活）ワンデーポート 施設長 中村努氏）

○DMMが考えるパチンコの将来性（講師：合同会社DMM.com 執行役員 岡崎翼氏）

○パーパスによる事業展開について（講師：㈱プロバホールディングス 取締役 稲村孝尚氏）

○講演（講師：余暇進 井上美昭会長）

○政治・選挙活動に関する勉強会（講師：プロジェクトウィズ 渡辺強氏）



認定NPO法人ワンデーポート 施設長
中村努氏



株式会社プロバホールディングス 取締役
稲村孝尚氏



合同会社DMM.com
執行役員
岡崎翼氏

（※所属法人・役職等は当時のものです）

【法律サポート部会】

業法試案の考察、風営適正化法Q&Aの制作、パブコメ対応など法律面でサポート

法律サポート部会(担当役員:渡邊洋一郎 理事・坂下大貴理事)は、当協議会の会是であるパチンコ業法の制定に向けた試案の検討を中心に活動しています。また当協議会の発行書籍「風営適正化法令におけるパチンコ営業運用上のQ & A」(以下、Q&A)の制作のほか、当協議会の事業全般における法令関係の課題を担当し、検討しています。令和5年度からは第19次業法試案をもとに実現性に関する工程の検討を開始しつつ、業法試案自体の修正も進め、現在は第20次業法試案としてまとめ直す作業を進めています。

また令和6年5月にQ&Aの最新刊となる八訂版を発行しました。遊技産業関連企業、



関係者、行政機関等から好評をいただいています。他方、ホール関係4団体にて取り組まれている「広告宣伝」、「総付景品」、「貯玉・再プレー」の各種ガイドライン(自主規制)の運用について理事会や担当役員からの諮問に応答する役割も担っています。

【遊技機検討委員会】

導入前のスペックの考察と予測、導入後の営業実績から見る運用状況等の確認と検討

遊技機研究委員会(担当役員:金海龍海副会長、北瀬紳一郎委員長)は、遊技客に支持される魅力的な遊技機に関する研究を行っています。令和2年度以降はコロナ禍の影響から原則としてオンラインによるミーティングを中心に、遊技機をテーマとした営業に係る課題について、積極的な意見交換を行う活動を行っています。またパチンコのラッキートリガーやパチスロのボーナストリガーといった遊技機の開発レギュレーションが変更された際は集中的に情報収集を行い、時には専門家を招聘して話を聞くなど知識を広げる取り組みを実践しています。



北瀬紳一郎委員長

このほか、他団体との合同検討会として課題に上った遊技機の重量や音調の改善に向けて理事会や担当役員からの諮問に応答したり、法律サポート部会における業法試案の検討過程で遊技機関連のアンケートに協力するなど、適宜サポートする役割を担っています。



仁大病院におけるパチンコ遊技機の利用



上：医療法人明心会仁大病院（愛知県豊田市） 左：リハビリ室の一角に設置された遊技機。年1回、SANKYOにより遊技機の交替と設備のメンテナンスが行われている

余暇進では、社会貢献活動の一環として平成13年11月、愛知県豊田市の仁大病院へパチンコ遊技機と設備機器を寄贈しました。以降、同病院へは株式会社SANKYOの協力により、毎年パチンコ遊技機の提供と設備機器のメンテナンスを行っております。仁大病院から感謝状を受け一方、余暇進からもSANKYOの長年に亘る功績を讃え、定時社員

総会において感謝状を贈呈しました。

仁大病院ではこれまでの間、「パチンコ機を用いた認知症老人に対するリハビリテーションの報告」とする研究成果を学会で発表しています。周辺症状へのアプローチとしてパチンコ機を用いて、光・音楽・視覚・触覚など多種感覚刺激を加えることを試み、その結果に考察を加えて伝えています。

子どもの車内放置事故防止

遊技業界に携わる者として果たすべき社会的責任について、他団体との協調を積極的に推進しています。

とりわけ全日遊連が励行している「子どもの車内放置撲滅キャンペーン」については、各種会合や当協議会ホームページ上でも告知・啓発に努め、車内事故防止について意識の高揚を促しています。



のめり込み・依存問題への取り組み

パチンコ・パチスロへの過度なめり込みが起因とされる問題行動が社会的な注目を集める中、業界13団体（当時）で結成するパチンコ・パチスロ産業21世紀会は、平成27年1月に「安心娯楽宣言」を行いました。本会の一員である当協議会も宣言に準拠した活動を執るとともに、月例部会において、のめり込み（依存）問題の専門家を招致した勉強会を開催するなど真摯に問題と向き合い、出来る範囲の活動を推進しています。



パチンコ・パチスロへの過度なめり込みからの回復支援施設、ワンダーポート中村施設長の講演を聴講した（令和7年2月度部会）

全国パチンコ店舗避難所ガイド



平成23年に発生した東日本大震災では、津波から難を逃れるため、多くの方がパチンコホールの立体駐車場へ避難されました。その教訓から当協議会では、ホール事業者として一時避難所の設置に努める一方、一般の方々

に対し避難場所としての周知を合せて行っていく必要から、平成26年に「全国パチンコ店舗避難所ガイド」をホームページ上に開設しました。

この全国パチンコ店舗避難所ガイドでは、災害発生時の避難場所となるパチンコホールが確認できる仕組みとなっています。また本ガイド機能は当協議会会員以外へも広く参加を呼びかけています。平成28年からは（一社）遊技産業経営者

同友会（現：MIRAIぱちんこ産業連盟）にも賛同いただき、共同運用を行っています。

<http://www.yokashin.or.jp/guide.php>

掲載をご希望の方は余暇進事務局までご連絡下さい。

電話：03-3833-2041 E-mail：jimukyoku@yokashin.or.jp

余暇進会員企業の社会貢献活動

会員企業各社が独自に実施している社会貢献活動の報告を受け、当協議会のホームページ上ではそれらの活動を紹介しています。毎年多くの会員がそれぞれの地域で社会貢献活動を精力的に行っています。中にはマスコミにも掲載されるほど話題となった取り組みもありました。

令和2年9月から掲載を始めたホームページには、令和7年7月末時点で112件の情報を掲

載しています。新型コロナ禍の発生を受けて行った感染対策関連の8件を含めた「医療・福祉」部門が49件と最も多く、次いで「スポーツ・文化」部門が27件、「防災・防犯」部門が21件と続き、これらの3部門で全体の8

割以上に上っています。

こうした社会貢献活動は、いずれもSDGsの考えを取り入れて、持続可能な継続性を重視した取り組みになっています。これら活動の詳細につきましては、当協議会のホームページを御覧ください。



登下校中の児童の見守りを毎日続けている会員企業の活動の様様



福岡ソフトバンクホークスのスポンサー活動を通して、ピンクリボン運動の啓蒙活動を開始した会員企業も



ダウントレンドからの転換に向け 敵味方なく一つの方向を向いた行動を

株式会社大原興商 代表取締役専務 大原 伸昌

—— 余暇進を知った経緯を教えてください。

大原伸昌常務理事 私と余暇進の出会いは約20年前ですね。余暇進の事務局員さんが退職されるとのこととで、当時常務理事であった弊社社長から指示があり、急遽次の方が来るまでの代理として半年間事務局で勤務をしました。業界のことを異なる視点から勉強するようにとの思いがあったのでしょう。弊社で店舗勤務をしている時でしたので急な職場の変更で相当な戸惑いもありながらの勤務となりましたが、余暇進の様々な理事の方に助けられて勤務をすることができました。そこで得た知見は今も役に立っています。

—— 理事としての10年間の思い出について教えてください。

大原 何度かホール5団体会議（当時）に出席しました。他団体の理事長・会長がいらっしゃる中、余暇進として意見を伝えたことを覚えています。私は圧倒的に年齢が若かったこともあり、とても緊張したことを覚えています。あとは理事会後の懇親会ですね。金海常務理事に誘われ参加していました。余暇進はホールだけでなくメーカー系、販社系の理事の方もいるので、お話しすると大変参考になります。そこで深い交流を結べた方も多く、とても感謝しています。

—— 業界の状況についていかがお考えでしょうか。

大原 私が客としてホールに行き始めたのはクランキーコンドルが設置されていた頃ですから、ちょうど業界全盛期の頃です。その後に弊社に入りました。この頃からパチンコバッシング等も始まり、業界内の問題よりも業界外、社会への対処が多くなっていました。ここ30年間、私は業界規模が縮小してきたところしか見ていません。ダウントレンドからの転換が最も重要だと思うのですが、その中で弊社が、そして業界が残っていくためには、敵味方なく皆で一つの方向を向いて行動することが大事なのではないかと思っています。

なお、私と同じ時期に業界入りした方々の中には、多くの教育や研修を受けられたり、高度に専門化した業務をされたりしているなど、優秀な方も多いです。そこで、今の時代を生き残るために様々な意見を聞きながら業界を良くすることを考えていきたいと思います。

—— 新常務理事となった意気込みについて教えてください。

大原 常務理事の中で同世代では金海常務理事と岩本常務理事がいます。今回は順番が回ってきたのかなと思っています。理事から常務理事となったことで、より一層対外的な活動や役目を行わなければならないのだろうと理解しています。新規会員の獲得に向けての発信など、このパンフレットのインタビューもその一つの役回りかと思います（笑）。他にも他団体との交流を含め、より責任のある行動をしていきたいと思っています。余暇進の理事会では先輩方も多く恐縮しますが、教えを仰ぎながら常務理事として頑張りたいと思います。

—— 今後、余暇進常務理事として考えていきたいことはなんでしょう。

大原 遊技人口の減少に店舗の減少、また依存問題など終わりの見えない課題ばかりが続いている現状ですが、その中でもクリーンな業界にしていこう、社会に認められる業界にしていこうという声も多くあがってきています。

余暇進でもそのような声は昔から上がっています。特に渡邊理事、坂下理事の監修のもと「風営適正化法令におけるパチンコ営業運用上のQ&A」という素晴らしい刊行物があります。余暇進ではこのQ&Aに記されていることを率先して順守すると同時に、本書をより一層他団体へのアピールを行っていき、会の特色である業法の制定をアピールする機会に繋げていきたいと思っています。



業界の未来を自分事と捉え 大胆な提案をしていきたい

株式会社ユーコー
取締役統括本部副本部長 岩下 剛志

—— 経歴を教えてください。

岩下剛志理事 ユーコーに新卒入社してからずっと営業畑です。店長やエリア長を経て、今は取締役統括本部副本部長として本社で勤務しています。

—— 余暇進との関わりは？

岩下 当社の会長や社長が役員として携わっていることもあり、団体活動やセミナーに出席していました。余暇進の「Q&A」も自社事業活動の判断材料として使っています。より深く関わるきっかけになったのは、ホール関係4団体の広告宣伝検討会に実務担当者として加わってからですね。

—— 広告宣伝ガイドライン発行後、これまでの変化をどう捉えていますか？

岩下 目指すのはガイドラインによる

全国斉一性の担保や、他業界のような普通の広告が自由に出来るようにすることです。その方向において一定の成果が出つつあります。行き過ぎた広告が減り、ガイドラインを順守しながら自由に発信できる状態が定着してきました。課題はありますが、店舗の自主性を重視する姿勢も強まっています。

—— 今の業界をどう捉えていますか？

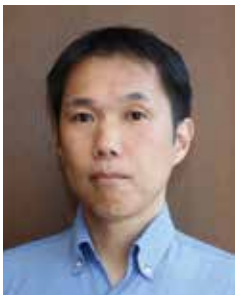
岩下 売上規模も店舗数も減少傾向にあり、良くなっていると言にくいですが、各種ガイドラインや新しい遊技機など、古い枠組みに囚われず変化しようとする動きが顕在化しています。ただ、その変化が必ずしもお客様目線にはなきていない気がします。

—— 今後の意気込みや提案などは？

岩下 業界全体のために、大胆な提案をしていきたいと思っています。例えば2030年には、団塊世代が後期高齢者になりますので、今から若い世代に受け入れてもらえる業界を目指してアイデアを出し続けたいですね。パチンコの「遊び」としての面白さは普遍的です。ゲームセンターで子供達がパチンコやパチスロを楽しく遊んでいる風景を目にしても、それは感じます。ということは、業界や社会がユーザーを遠ざけている原因がどこかにあるはずです。それを解消できればファンは戻ってくると信じています。変えるべきことと変えてはいけないことを見極め、次世代が安心して働ける業界にしていきたいですね。

—— 最後に、余暇進の活動や入会検討者に向けて一言お願いします。

岩下 余暇進は業界の未来を自分事として前向きに考えたい方には、とてもやりがいのある場所です。仲間が増え、そこで生み出す成果が社会やユーザーにも届くことで、業界が良い方向に進む一歩になると思います。



リサイクル現場の知見を伝え 業界環境整備の一助を

株式会社ユーコーリプロ
取締役統括本部長 竹村 津代司

—— 会社での役職と仕事の内容を教えてください。

竹村津代司理事 「ユーコー」に入社後約15年間勤務し、その後弊社に転籍しました。今は取締役統括本部長として遊技機のリサイクル業務に関わる組織全体の運営を行っています。現職に就いて思うのは、ユーコー時代に学んだホール様やメーカー様を始めとする遊技業界の実情や課題を忘れることなく仕事をしていかなければということです。

—— 御社は遊技機のリサイクルの先頭を走ってきました。

竹村 ここ数年で弊社のリサイクル方法は大きく変わりました。以前は遊技機を処理後、液晶や鉄などを取り外し

て売却するといった方法が中心でした。しかし近年はメーカー様などからリユース部品の需要の増加に伴い、その要望に応えるために手作業を中心とした処理工程に様変わりしてきています。1台あたりの処理に要する人員や時間が増加するなど課題もありますが、リサイクル率は上昇しています。

—— SDGsや社会貢献の観点から廃棄機の再活用が注目されています。高齢者施設への提供などはどう考えますか。

竹村 弊社に入庫された使用済み遊技機は、不正利用できないようガイドラインに沿って適正処理を行っています。しかし処理するだけでなく使い道や目的を明確にして不正利用を防ぐ仕組みがあれば、ご質問にあるような高

齢者施設への提供といった社会貢献活動に活かせる可能性は大いにあるのではないかと思います。理想は全ての使用済み遊技機が適正処理を行うリサイクル工場に持ち込まれ、機歴管理が行われることです。それが実現すれば、社会貢献はもちろん様々な活用方法が見えてくるのではないのでしょうか。メーカー様や行政とも連携を取り、新しい道を探っていきたいと思っています。

他にも再活用という面では、資源有効利用促進法の改正を受けて遊技機の再生資源（リサイクル材）に大きな注目が集まっています。特に業界外の企業からの関心は非常に高く、高品質な材料でできている遊技機は大きなポテンシャルを持っていると思います。

—— 理事としての抱負を。

竹村 ユーコーリプロから理事になった意味合いを考えながら、まずはリサイクルの現場の知見を分かりやすく伝えていければと思います。使用済み遊技機のリユース・リサイクルを通して業界の環境整備にお役に立てるよう頑張っていきます。



「決済のデジタル化」を提供し 業界の持続的発展に貢献を

日本ゲームカード株式会社
専務取締役 塚野 信明

——現在のお役職や業務内容について教えてください。

塚野信明理事 日本ゲームカードの専務取締役を務めています。30年以上営業に携ったことで、全国各地のホールの皆様と幅広くご縁をいただいています。

——余暇進に関わるきっかけは？

塚野 余暇進が掲げる「業界の環境整備・透明化」という理念に会社として共感し、入会しました。また、弊社社長と渡邊理事とのご縁から、一緒に勉強していこうという渡邊理事からの誘いも後押しになりました。

——理事会に出席された印象はいかがでしたか。

塚野 とても活発な議論が交わされる

場だと感じました。一つの意見に流されるのではなく、異なる考えをぶつけ合いながら議論されていて非常に感銘を受けました。私自身もキャッシュレスの分野でご質問をいただくことがあります。今は詳細の説明ができない面もありますが、理事の皆様及び業界皆様の声を聞きながらより良い仕組みにしたいと考えています。

——業界の現状をどうお考えですか。

塚野 ここ近年では1,000店舗が中小規模の店舗を中心に閉店する一方で、大型店舗化が進むなど二つの対照的なトレンドで、業界の再編が進行していると示唆しています。また、新規出店は過去10年で低水準となり、その多くが居抜き物件となり、資本効率を求

めた出店傾向が強まっている。その中で、人材面では人口減少を背景に労働力不足が深刻で、店舗数の減少ペース以上に従業員が減少しています。この労働力不足を「省力化・省人化」の設備を導入する事で補うとともに、現場業務の棚卸、オペレーションの再構築を行い店舗の運営効率化を高めている傾向が強まっていると捉えています。

——最後に余暇進理事として行いたいことについてお聞かせください。

塚野 業界全体は縮小傾向にあります。それを悲観的にとらえるのではなく、「安心して遊べる遊技環境」をどう提供するかを重要と考えています。今、業界はAIやDX化が進みつつあり、店舗運営の効率化や顧客満足度の向上に向けた取り組みが加速しています。その様な環境下で、弊社は高いセキュリティと安定性を備えた「決済のデジタル化」を提供し、業界全体の持続的な発展に貢献したいと考えています。余暇進及び業界皆様のご意見を伺いながら、一つずつ新しい価値を創造していきたいと思っています。



相互理解・協力が大切な時期 海外で得た知見で貢献を

株式会社ユニバーサルエンターテインメント
常務執行役員・営業本部長 樋田 勝久

——ご経歴などをお聞かせください。

樋田勝久理事 ユニバーサルエンターテインメントの常務執行役員・営業本部長を務めています。新卒で通販大手に在籍し、その後当社（当時アルゼ）に転職しました。営業畑で東海地区をはじめ、全国の営業拠点での勤務を経て現在は全国を統括しています。特に思い出があるのは仙台所長の時ですね。そこで東日本大震災に遭いました。営業所は仙台駅の近隣だったので津波などの被害はありませんでしたが、地震の揺れと長さは私の想像をはるかに超えるもので、経験したことのない恐怖だったと記憶しています。

——余暇進との関わりは？

樋田 余暇進発足の初期頃から多様な

遊技機に関する要望や不正に強い遊技機開発の促進について依頼をいただけてきました。特にパチスロの不正防止については、設定履歴の記録機能を開発・導入することで、設定の打ち換えなどのトラブルや不正を低減することに繋がったのではないかと思います。

——現在の業界環境や課題をどのように見えていますか？

樋田 2020～2023年のコロナ禍で店舗数・設置台数ともに大きく減少しましたが、24年以降は少し落ち着いてきているように思います。スマート遊技機の導入や新紙幣対応で設備投資が増えましたが、パチスロを中心にアニメ・IP機の市場投入により、若年層のプレイヤーが増えつつあるよう

す。当社としては引き続き若年層の集客、ライト層を呼び込める機種開発も重要と捉え、若年層向けIPの活用に加えて、パチンコではハネモノなどの多様なゲーム性のある遊技機、パチスロではノーマル・BTタイプをはじめとしたライト層向けの機種開発にも注力していきたいと考えております。また、ファンイベントとしてサミーと共同で行っている「ユニバカサミフェス」も数年おきに定期開催を進め、新規ファンの獲得にも努めて参ります。

——理事として取り組みたいことは？

樋田 当社だけではできないこともホールや他メーカー、販売会社との協働で実現できるものがあればと考えています。そのためには業界全体の相互理解・協力が大切になります。加えて、カジノ機器などで得た海外知見も、業界改革や法制化（業法制定）への貢献につなげていきたいです。理事としては若輩ですが、業界発展や新しいプレイヤー拡大のために、主体的に貢献していきたいと考えています。今後ともどうぞよろしくお願いします。

遊技産業の健全発展のために求められる新たな業法の制度に向けて

業界の窮状に対する打開策には パチンコ業法制定が必要

当協議会は、風俗関連特殊営業を含む多様な業種を一括りにしている風営適正化法令下では、法の趣旨に照らして他業種とバランスをとることは困難と考えている。厳しい環境に置かれているパチンコ業界には、時代や状況に応じた法令として、公営競技と同様に新たな業法の制定が望ましい。当協議会の法律サポート部会ではこのほど、2年を掛けて「業法第20次試案」をまとめた。下記に、パチンコ業界の現状と業法を制定する必要性を記載する。

パチンコ業法を必要とする背景

パチンコ業界の市場規模は著しく衰退している

パチンコ産業の市場規模（総貸球料金）は、1995年には30兆円を超え、店舗数は18,244店、また遊技客は約3,000万人であったが、2024年の警察庁の発表では、店舗数では6,706店となり、2025年のレジャー白書では、市場規模は16.2兆円、遊技客は690万人と著しく減少している。

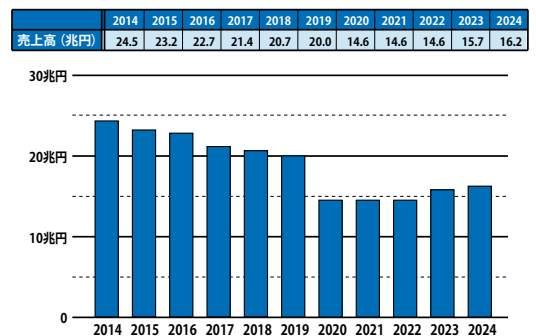
【警察庁まとめによるパチンコ店舗数と台数の推移】（2014年～2023年）

	H30 (2018年)	R1 (2019年)	R2 (2020年)	R3 (2021年)	R4 (2022年)	R5 (2023年)	R6 (前年比) (2024年)
店舗数	10,060	9,639	9,035	8,458	7,665	7,083	6,706 (▲377)
うちパチスロ専門店	929	892	832	768	611	443	468 (+25)
遊技機設置台数	4,302,731	4,195,930	4,004,787	3,814,173	3,564,039	3,425,246	3,325,890 (▲99,356)
パチンコ機	2,637,309	2,557,845	2,432,563	2,338,294	2,205,332	2,077,641	1,969,913 (▲107,728)
パチスロ機	1,665,243	1,637,906	1,572,048	1,475,703	1,358,568	1,347,466	1,355,839 (+8,373)
その他遊技機	179	179	176	176	139	139	138 (▲1)
1店舗あたり遊技機台数	427.7	435.3	443.3	451.0	465.0	483.6	496.0 (+12.4)

その最大の原因は、遊技規則の改変である

風営適正化法で遊技機の射幸性については、「著しく射幸性をそそる」ものではないことが規定されているが、その基準は国家公安委員会で定められていることから、改変の度に「著しく射幸性をそそる」という条件が低められ、業界の衰退が進んでいる。これまでの規則改正は、ギャンブル等依存症対策という名目で遊技機の性能を3分の1低減させるという杜撰な方法で行われており、エビデンスも無ければ風営適正化法の委任を受けたものでもない。

【レジャー白書による業界売上高の推移】
(2014年～2024年)



現在のパチンコ営業は重大な問題がある

- ① 現在のパチンコ遊技機は、試験機関の適合に合わせゲーム性を作ることから、
 - (ア) 客の求めるゲーム性に合わなくなっている。
 - (イ) 遊技性が複雑化し、新しい客が参加しづらくなっている。
 - (ウ) 遊技機の価格が高くなりすぎている。

- ② 規則改正の度に各営業店は、現行遊技機の撤去を求められ、その撤去及び新規購入費用は、各営業店の大きな負担となっている。更に認定機の再認定が事実上認められていないなど古い遊技機を設置できる環境になく、環境問題にも配慮されていない。
- ③ 遊技くぎの調整が出来なくなっている。
- ④ 遊技客の9割以上が換金を求めているのに、今だ換金は禁止されている。

パチンコ営業の懸案事項を 根本的に改善するための解決策

結論から申し上げますと、以下の事項等を取り込んでパチンコ業界の実態に即した「パチンコ業法」を制定することしか解決策はない。

1. パチンコ遊技機の射幸性、遊技性は、様々な顧客の要望に沿えるように多様な機種を産み出せる基準を新たに制定する。但し、射幸性が過度のものは、のめり込み問題や、経済的負担が増加するなどの問題が生じかねないので、現行制度も参考に一定の基準を定める。また、その基準及び環境問題等の世界的課題に従って、遊技機を長期に活用できるように認定制度及び変更承認申請等の手続も見直す必要がある。
2. 遊技機の試験機関、試験制度及び試験方法を見直し、公正で透明な制度にする必要がある。
3. くぎの調整は、パチンコ営業が始まって以来、必要不可欠な作業であり、出玉率の設定機能と、遊技機の整備を担うものであるため、パチンコ業法の中で明確にその作業を肯定する必要がある。なお、くぎ調整を行う担当者には、資格制度を設けることを考えている。
4. パチンコ業法の中で遊技球と金銭等との交換を認める換金制度を合法的なものにする必要がある。その際、換金を求める客が交換税として、換金額の1%を納付する制度（源泉徴収）を設ければ、パチンコ業界の社会貢献策にもなり、パチンコ業法立法化のエネルギーにもなる。

パチンコ業法を制定する必要性

- 1 賭けごとで賭博罪（刑法第185条~187条）の適用がないのは、次の場合である。
 - (1) 正当行為（刑法第35条） 法令又は正当な業務による行為（競輪、競馬、証券取引等）
 - (2) 刑法第185条の但し書き 一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるとき（ゴルフでチョコレート賭ける等）
- 2 パチンコ営業が現在認められているのは、前項の（2）の但し書きによるものである。一時の娯楽に供するものを賭けたとは、
 - ① 消費の即時性（その場で使うか、消費してしまうもの。従って金銭は該当しない。）
 - ② 価格の僅少性（賞品価格の最高限度の設定）
 - ③ 娯楽性および遊技性（全くの偶然はだめで、客の技量が介入する余地が必要）
- 3 従って、現在のパチンコ営業は、風営適正化法の下で換金や射幸性の規制等、多くの規制が行われているのは、そのためである
- 4 それ故、かかる改善を求めるためには、風営適正化法の改正では、立法目的が異なるため無理であり、新たにパチンコ営業に関する法律を制定する必要がある。

店舗における換金認める免許制度と高い透明性 射幸性に制限設け公営競技と一線画す娯楽性確保

パチンコ業法第20次試案は2025年8月時点の条文案で構成しています。直近2年において法律サポート部会で検討を進めて来た項目を含め、最新試案の概要を以下のとおりで紹介します。

1 換金制度の合法化

換金者は換金に際し、換金税として1%の金銭を国税又は地方税として納めるものとし、営業店は、その換金税を源泉徴収して代納することで国の財源とする。

2 免許制度の導入

換金制度導入には、公正さを担保するために、免許制度を導入する。具体的には換金が出来るためには、換金免許を有する営業者（パチンコ店）が、遊技機等製造免許を有するものが製造した換金を伴う遊技機（換金機器等を含む。以下同じ）等を、遊技機等販売免許を有するものが販売し、換金遊技機等運送業者登録を行うものが運送したものを使用することに限定する（換金免許制度の創設）。なお、賞品の交換のみを行う営業店（非換金店舗）は、従来の営業許可のままで営業できるが、現在の三店方式は廃止する。

3 営業許可に関する改善

- (1) 既に営業許可を有する者が、同一都道府県内において新たなパチンコ店を開業しようとするときは、営業許可証書の写しを添付して証明書類の一部を省略出来ることとする。
- (2) 営業許可申請の妨害対策
 - ① パチンコ店敷地（専ら駐車場として使用する部分を除く）から、公安委員会が指定する範囲内に（監督行政機関が決めた機関が指定するものとする）学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）及び児童福祉施設がないことに限定し、病院や診療所及び図書館や博物館等は除外する。
 - ② 営業許可申請に先立ち、申請予定地に営業許可の阻害事由（学校等）に該当する施設があるかの事前調査の申請ができることとした。この場合、

2週間以内に当該手続きを所管する行政機関は、書面でその有無を回答する。該当する施設がないことの回答後1ヵ月以内に営業許可申請をしたときは、法（案）の要件を充足するものとみなすこととする。

- (3) 営業許可の手順を改訂し、また審査請求制度を新設し、土地や人的要件を先に審査出来ることにした。出店を阻害する施設がないことの回答後1年以内に、審査請求をしたときは、要件を充足するものとみなすこととした。これにより営業予定地に故意に営業の支障となる施設を設置されることがないようにする。
- (4) 開店のためにいわゆるダミーの遊技機（営業の用に準備しているわけではない遊技機）を設置する必要を無くすために、営業許可申請と共に遊技機の変更承認申請を行うことが出来ることとした。営業許可証の発行期限は申請から2週間とする。

4 店舗の移転

同一管轄内（都道府県）に店舗を持つものが移転した場所で営業しようとするときは、新規に営業許可申請を要せず、既存店舗の営業許可の写しを提出すれば「変更承認申請」をもって対応出来るとする。

5 営業所の構造及び設備

原状回復を目的とした軽微な変更は無届とする。また基本の許可条件事項の変更は承認とし、それ以外は事実確認としての届出にすることとした。

また、6の遊技機の規格に従って変更するために、新たに遊技機等整備士の資格制度を設け、同整備士により遊技機等の整備と遊技機の性能の調整を行えるものとした。これによりパチンコ遊技機については「くぎ」による出玉率の調整も行えるものとする。

6 遊技機の規格

換金を認めるものの、以下の遊技性の範囲に止め、ギャンブル性を高めないものとする。なお遊技機（換金遊技機含む）は判定機関で適合を受けた型式と同様の状態であれば恒久的に使用できるものとする。

- (1) 消費金額が1時間3万円以内であること
- (2) 1回の入賞により獲得することができる遊技球（メダル）等の数が当該入賞に使用した遊技球（メダル）数の1.5倍以下の性能を有する遊技機であること。
- (3) 稼動差玉が1日当り遊技球は10万個、遊技メダルでは2万枚を超えた場合は、翌日までその遊技機の稼動を停止する機能を有する遊技機であること。

7 現行法下の遊技機の継続使用

換金を伴う業態変更をスムーズに行うために、経過措置期間中は、業法に適する装置を付加することにより、現行のスマート遊技機及び非スマート遊技機を、継続して利用できるよう要望する。

8 営業方法

- (1) 遊技料金
遊技球1個につき5円以下、遊技メダル1枚につき2.5円以下（消費税は不課税を想定しているが、必要場合は加算する）として、各店舗で上記の範囲で規定できるものとする。
- (2) 賞品の交換
客の有する遊技球等を、その遊技料金の50%から100%の範囲内で営業者があらかじめ定めた交換個数によって、市場価格に応じた賞品と交換できるものとする。
- (3) 換金率
換金免許を持ち、換金営業を行う営業店は、客が有する遊技球等を、その遊技料金の50%から100%の範囲内で営業者が予め定めた換金率によって換金をすることができるものとする。
- (4) 賞品の提供
賞品の提供種類及び最高金額は「国家公安委員会規則」（もしくは下位法令）で定められるものとするが、以下の通り要望する。
 - ① 換金免許を持ち、換金営業を行う営業店の場合
換金以外の賞品提供は1点10万円+消費税とし、有体物をはじめ、無体物や有価物などの多様な賞品ニーズを満たせるものの提供を可能とする。
 - ② 換金免許を持たない店舗の営業方法

1点1万円+消費税とし、有体物のみの提供とする。

- (5) 広告及び宣伝
虚偽又は誇大な広告・宣伝と新たに遊技機の出玉情報の広告・宣伝を禁止事項とする。

9 不正遊技機製造等の禁止規定（新設）

- (1) 不正遊技機等の製造、変造、販売、所持、使用の禁止。
- (2) 遊技機について定められた規格に違反して作動させる目的の機械、または装置を製造、変造、販売、所持、使用の禁止。
- (3) 遊技機について定められた規格に反する方法での遊技機の操作の禁止。

罰則については、パチンコ営業がより公正に行われる必要があるため、現行法の罰則より重いものとする。

10 貸玉の消費税について

業法においては、カジノや競馬等の公営競技と同様「明らかに対価性のない取引のため不課税」という運用も考えられるが、税収に寄与する対策も考慮して、国会におけるパチンコ業法の立法意欲を高める必要がある。

11 指定機関

- (1) 業法では指定機関を設立する。主な特徴は以下の通り
 - ① 指定機関として指定判定機関、指定免許機関、指定監視機関を設立する。（IR整備法ではカジノ管理委員会が統括管理をしている）
 - ② 指定判定機関は、風営適正化法における遊技機の認定及び検定に関する部分で、現在の保通協やGLIジャパンが担っている業務を指している。
 - ③ 指定免許機関は新設であり、各種免許制度に関する事務を行う機関である。風営適正化法下では存在しない。
 - ④ 指定監視機関は新設であり、その解説では、パチンコ営業、製造、販売に関する免許制度、及び運送に関する登録制度、並びに各事業の適正化を図るため、「監視機関」を設けるものとし、その事務を「指定監査機関」に行わせることが出来る制度を創設する。（現行の「健全化推進機構」のような組織を想定している）
- (2) 指定機関については、IR整備法（カジノ管理委員会）のように指定機関を統合することも検討したが、現段階では3つの機関は必要とする。

業法の制定は目的ではなく 新しい時代に対応するための「ステップ」

年々厳しさが募る業界環境にあって、業法の制定が持つ意味合いにはどのようなものがあるのか。渡邊洋一郎理事を中心にこの試案作りを続けてきた法律サポート部会と井上美昭会長に語っていただきました。

業法の制定は余暇進のテーマ

司会 本日は業法策定への意見交換会を行ないます。まずは、パチンコ業法のこれまでの検討状況の説明をお願いします。

渡邊理事 平成10年頃、パチンコ業界は30兆円規模の産業でした。しかし、爆裂機と言われる射幸性が高い遊技機の問題、不正遊技機やゴトなどのセキュリティに関する問題、そして賞品流通についてはいわゆる直買いなどの換金問題の三つの大きな問題がありました。こういった問題を抱えたままでは業界が大変なことになる考える方々が出てきました。

そのうちの一人が副会長の金海龍海氏であり、遊技機メーカーの役員や業界誌遊技通信の伊藤壽志夫社長（先代）等と共に、国会議員に、業界の健全化を図りたいと相談したそうです。そうしたところ、「今後この問題を扱うなら法律家を入れて検討しないと進まないだろう」と助言を受けて、私が紹介され、その直後に新しい組織として当会が設立されました。その際、新しい組織を作るにあたっては、会のテーマを作らないといけないと思い、前述の問題をはじめ、業界の課題を解決するために「業界の環境を整備して業法を作る」ということを余暇進のテーマとしました。

この中で換金については、現行の風営適正化法において、パチンコ営業は「一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまると

き」という賭博罪の例外規定により認められているものですから、換金を合法化するためには、競馬や競輪のように、刑法第35条による「法令又は正当な業務による行為」とする必要がありました。

そこで、ラスベガスのゲーミングルールを参考にして、日本社会に合うような仕組みを考えて業法の素案に落とし込んでいきました。15次試案くらいまでは私とその改訂をしてきましたが、その後、当会に法律サポート部会が出来たので、ホールやメーカーなどの現場の方々声を聞いて、実務に即した法律に仕上げるための検討を重ね、現在、20次試案まで改訂を進めてきました。（司会より業法試案の概要を説明。16・17頁を参照）

渡邊 補足しますと、業法を検討する際に最も大事なことは、この法律の制定によって国の税収に寄与するのかという問題であり、これは国会議員の立法意欲にかかわります。

そこで私が考えたのは、顧客が景品を売却する際に支払われる金額の約1%を、新たに換金税として源泉徴収して国に納めようという発想でした。

井上会長 渡邊先生の話をお聞きし、業法試案の概要（16・17頁）にも目を通しました。業界の懸案である換金制度化など、方向性についてよく理解できました。

その上で、余暇進の会長として考えるにあたり、業法の制定を検討することは、負

託に応えることとして重要であると思いますが、現実論として業法の制定を実現するためには何点か問題があるのではないかと思います。例えば、「この業法の制定は業界全体の意見なのですか」と必ず問われるでしょう。また、業界の範囲についても「ホールだけですか、メーカーやその他関連業も含むのですか」などとも問われると思います。業法の制定を実現するために、業界全体にその趣旨や内容をどのように伝え、コンセンサスをとっていくかということも大きな論点かなという感じがします。業界全体で議論して、意見をまとめた上で行政当局とも話をしていくのが重要であると感じますが、余暇進会員以外の方々はどのような気持ちを持たれているのでしょうか。

渡邊 5年前の規則改正及び行政指導により、当時の遊技機450万台を期限までに全て撤去しなければならなくなりました。新機種導入は全体で1兆5千億円ほどかかることから、導入できない事業者が閉店していきました。このようなことを繰り返していたら業界が持たない。現状の法制度の下で行政当局による恣意的な規制や運用がなされないようにすることが必要だということは、国会議員も分かっているし、業界の幹部も理解してきています。

そして、そのためには業法が必要だということについて、ようやく業界全体がまとまりつつあると感じています。また、国会議員からも「業界の意見を早くまとめるように」と言われています。

法律面で正面から認めてもらう

司会 次に法律サポート部会の委員の想いを聞かせてください。

委員A 私は、業法を制定して、換金の問題とくぎの問題を解決したいと思っています。自分の子供やこれから入社する若い



渡邊理事



井上会長

方々が堂々と就業できるようになって欲しいという想いで部会に参加しています。

委員B カジノが開業される際、現状のままであればまたパチンコがやり玉にあげられるのではないかと懸念しています。そうならないように、新しい時代にも対応できるように業法を制定して、新しい業としていきたいという想いです。

委員C 業界のグレーとみられている部分をなくしたうえで未来につなげていきたいです。業法によって営業の自由度が増せば、遊技客にも魅力を感じてもらえると思うので、実現に向けて尽力していきたいです。

委員D 換金税による国への貢献や業界のグレーとみられている部分が解消されることにより、社会からの信頼につながるのではないかと思います。

委員E これまで、業界に対する世間の厳しさを常々感じてきました。東日本大震災や新型コロナが流行した際などに、我々の業界が真っ先に叩かれるという現状は本当に悲しく思っています。業界の皆さんも同じように感じてきたと思います。業法が制定され、社会に必要だと認めていただけるようになりたいと思っています。

委員F メーカーとして、ファンを増やせる遊技機のアイディアを日々検討しており、もっと様々なバリエーションに富んだ遊技機を出したいと思っていますが、現状の規則下では、なかなか実現に至ることができません。業法をきっかけに自由度の高い遊技機を作ることができ、結果としてファンが増え、業界の認知度が高まれば良いと思います。業界が盛り上がるためのルール作りに引き続き参加したいと思っています。

委員G 業界内に時代に沿った新しい技術や営業を取り入れるには風営適正化法の枠組みでは難しく、今後の業界の発展のために業法は必須であると認識しています。業界を批判する方々がよく仰る「パチンコは違法だ」という論拠は業法によってなくなると思います。

坂下理事 委員の皆さんの意見に共感します。私がお手伝いし始めた14年前頃から、余暇進の会員の皆様は「この仕事を正業にしたい」、「お父さんはパチンコ業界で働いていると胸を張って言えるような業



界にしたい」と仰っていたことは今でも胸に残っています。先ほどお話があったように、東日本大震災やコロナの流行の際にスケープゴートにされ、補助金の対象外となったり、外国人の職種制限の対象となるなど、合理性に疑問がある環境である一方で、ホールは地域に根差して点在しており、いわば日本の文化として根付いているだけでなく、最近では地域の災害対策として店舗で備蓄品を用意したり駐車場を避難所としたり、コロナ対策にも積極的に協力したり、多額の寄付なども含めて、社会貢献活動にも大いに尽力されていると思います。このような皆さんの苦労や努力を拝見して、パチンコ業を健全な正業としたいという想いも何う中で、法的な側面で何かお手伝いできることがあればと思い、皆さんと検討を重ねてきました。

現状を打開するためには、パチンコ業を法律で正面から認めてもらい、恣意的な運用がされない、社会からもいわれのない批判を受けることのない環境を整えることが重要です。これまで検討してきた結果を早く実現して、業界にとっても社会にとっても良い法律ができると良いと思っています。

「解釈」に左右されない安定性を

渡邊 皆さんにいろいろな想いを語って頂きました。私が言いたいことは、パチンコ産業が生き残るためには「一時の娯楽に供する」という賭博罪の例外規定の中でお目こぼし的にパチンコの営業を行っていくということ自体が無理だということです。「一時の娯楽」の範囲内ということで、行政指導により解釈の枠を決められ、遊技性なども全部解釈でコントロールされてい

る現状では、安定的な経営はできません。産業としての位置づけをきちんとするためにも「なぜ業法でなければダメなのか」という点を業界の皆さんには理解してほしいんです。

行政指導により一挙に450万台の遊技機が使えなくなるなどということは、普通の産業であれば到底受け入れられません。パチンコ業界の皆さんは大らかだから、それを全部受け入れてきたんだと思います。

更に、私には現状のパチンコ産業への危機感もあります。いつまでお客さんが店舗まで足を運んで遊びに来てくれるかということです。今の若い方々はスマートフォンのゲームで遊んでいますし、オンラインカジノという違法な賭博も簡単にできてしまい社会問題化している。このように今後益々遊びが多様化するとパチンコ店にわざわざ遊びに来る方はどんどん減ってしまいます。業法の制定は目的ではなく、あくまで1つのステップとして、もっとお客さんが店舗に来て遊んでもらえるような環境にするための手段です。だから私は、業法の制定を早く進めたいのです。

井上 渡邊先生のご説明や概要を聞き、また皆さんのお気持ちもお聞かせいただき、よく理解できました。方向性としては大いにあり得るなということも認識しました。業界がどうしたいのかというのは、一番大きな問題ですね。はっきりしたものは言えませんが、世間の情勢をよく見ておく必要性はあると思います。

本日はいい勉強させていただきました。業法について、頭の整理ができつつあるという状況であります。今後とも皆さんよろしくご協力ください。(2025年8月21日収録)

一般社団法人 余暇環境整備推進協議会

【入会案内送付依頼書】

一般社団法人 余暇環境整備推進協議会 行	
余暇環境整備推進協議会の入会案内等の送付を希望します。	
令和 年 月 日	
ご住所	〒
貴社名	
代表者名	
TEL 番号	
FAX 番号	
担当者名	
担当者役職名	

※このページをコピー、もしくは必要事項をご記入の上、FAX(03-3833-2043)またはメール (jimukyoku@yokashin.or.jp) までご送信ください。

一般社団法人 余暇環境整備推進協議会（略称【余暇進】）

〒110-0015 東京都台東区東上野1-14-5 ユーエムビル9 階

TEL：03-3833-2041 FAX：03-3833-2043